

(イ) 新生児が出生した場合

基準日(令和6年6月3日)時点で令和6年度住民税において新たに非課税または均等割のみ課税となった世帯の世帯主であるため、青森市から令和6年度物価高騰対応重点支援給付金(1世帯当たり10万円)を受給した世帯で、かつ令和6年6月4日以降、新生児が出生した場合(生計同一の場合に限る)

R6.6.3時点

世帯主:父



R5所得割課税
↓
R6非課税



R5非課税
↓
R6非課税

令和6年度物価高騰対応重点支援給付金
(1世帯当たり10万円)受給世帯

R6.6.4以降



R6非課税



R6非課税



R6.6.4~R6.9.30出生

【答】

こども加算の**対象者**です
給付金の受給には、
父の申請が必要です。

(ウ) 児童を別居監護している場合

基準日(令和6年6月3日)時点で令和6年度住民税において新たに非課税または均等割のみ課税となった世帯の世帯主であるため、青森市から令和6年度物価高騰対応重点支援給付金(1世帯当たり10万円)を受給した世帯で、かつ基準日時点で別世帯だが生計が同一の児童(児童のみの世帯で寮で生活している児童等)がいる場合

R6.6.3時点

世帯主A:父



R5所得割課税
↓
R6非課税

母



R5非課税
↓
R6非課税

物価高騰対応重点支援給付金
(1世帯当たり10万円)受給世帯

R6.6.3時点

世帯主B



非課税

寮に入っている児童等
児童のみの世帯

【答】

こども加算の**対象者**です
給付金の受給には、
父の申請が必要です。

別居監護申立書及び児童が属する世帯の住民票謄本が必要です。

R6.6.3時点 青森市

世帯主A:父



R5所得割課税
↓
R6非課税

母



R5非課税
↓
R6非課税

物価高騰対応重点支援給付金
(1世帯当たり10万円)受給世帯

R6.6.3時点 八戸市

世帯主B:子①



非課税

子②



非課税

寮に入っている児童等
児童のみの世帯

仮に左のように、児童のみからなる世帯に属する児童が兄弟姉妹等で2人以上いる場合は、原則、以下のようになります。

<子②の分のこども加算>
⇒八戸市から子①に対し、申請なしでこども加算が支給されます

<子①の分のこども加算>
⇒父が青森市に申請することにより、父に対してこども加算が支給されます。